

2019年8月2日

会員様各位

株式会社ハイパーフィットネス

### 消費税法改正に伴う対応のお知らせ

拝啓 会員の皆様にはますますご健勝にこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社各店をご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、消費税法の一部が改正され、2019年10月1日より消費税率が現行の8.0%から10.0%に引き上げられます。つきましては、弊社における消費税の取扱いに関して、下記の通り対応させて頂くことになりましたのでお知らせいたします。内容をご確認頂き、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 1. 対象

入会金、登録料、月会費、レンタルボックス、タオルプラス、  
施設利用料、レンタル料金、その他料金

##### 2. 消費税の取扱い

【現 行】2019年9月度対象分まで : 税抜価格 + 消費税 8.0%

【改正後】2019年10月度対象分以降 : 税抜価格 + 消費税 10.0%

※消費税を含む個別の支払い金額につきましては各店フロントにてご案内いたします。

※2019年10月度以降の対象分には、2019年9月以前にお支払いいただく場合でも

消費税10.0%が適用されます。

以上